

介護保険法による保険収入に関する明細

◎ 介護保険法による保険収入がある場合、必ず記入してください。

【 介護保険収入明細 】

根拠法令	給付の種類	収入金額 (単位:円)
介護保険法 第41条 第53条	居宅介護サービス費	訪問看護
		訪問リハビリテーション
	介護予防サービス費	居宅療養管理指導
		通所リハビリテーション
		短期入所療養介護
介護保険法 第48条	施設介護サービス費	介護保健施設サービス
		指定介護療養施設サービス
		介護医療院サービス
小計(①)		
* 社会保険分の医療収入として、所得金額の計算書「介護保険法」欄に転記 ↑		
上記以外の介護保険収入(②)		
* その他の収入として、所得金額の計算書「その他の医療収入」欄に転記 ↑		
合計(①+②)		

(収入額には被保険者負担分を含みます)

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく給付の種類は下記のとおりですが、地方税法第72条の23第1項ただし書きにより、事業税の課税標準の算定において益金不算入・損金不算入となるものは(下線)のものに限られますので、ご注意ください。

介護給付(第40条)

1 居宅介護サービス費(第41条)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護

2 特例居宅介護サービス(第42条)

3 地域密着型介護サービス費(第42条の2)

4 特例地域密着型介護サービス費(第42条の3)

5 居宅介護福祉用具購入費(第44条)

6 居宅介護住宅改修費(第45条)

7 居宅介護サービス計画費(第46条)

8 特例居宅介護サービス計画費(第47条)

9 施設介護サービス費(第48条)

指定介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス、介護医療院サービス、指定介護療養施設サービス

10 特例施設介護サービス費(第49条)

11 高額介護サービス費(第51条)

11-2 高額医療合算介護サービス費(第51条の2)

12 特定入所者介護サービス費(第51条の3)

13 特例特定入所者介護サービス費(第51条の4)

予防給付(第52条)

1 介護予防サービス費(第53条)

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護

2 特例介護予防サービス費(第54条)

3 地域密着型介護予防サービス費(第54条の2)

4 特例地域密着型介護予防サービス費(第54条の3)

5 介護予防福祉用具購入費(第56条)

6 介護予防住宅改修費(第57条)

7 介護予防サービス計画費(第58条)

8 特例介護予防サービス計画費(第59条)

9 高額介護予防サービス費(第61条)

9-2 高額医療合算介護予防サービス費(第61条の2)

10 特定入所者介護予防サービス費(第61条の3)

11 特例特定入所者介護予防サービス費(第61条の4)